

受 理	7 年陳情第 3 号	陳 情 者	四国中央市寒川町284 宇摩民主商工会 会 長 婦人部部長 青年部部長
	令和 7 年 8 月 26 日		
件 名	「所得税法第56条の見直しを求める意見書」の採択を求める陳情書		
陳 情 の 要 旨			
【陳情趣旨】 中小業者は、地域経済の担い手として、地域経済と雇用を守り、社会的、文化的にも大きな役割を果たしてきました。 しかし、その中小零細企業を支えている家族従業員の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入されない」（条文趣旨）により、必要経費として認められていません。 事業主の所得から控除される働き分は、配偶者で年間86万円、家族の場合でも50万円だけです。このわずかな控除額が、家族従業者の所得とみなされるため、子どもが結婚しても家や車のローンも事業主名でないと組めないなど、社会的にも全く自立できない状況で、女性の自立にも、後継者育成にも大きな妨げとなっています。 また、定額減税においても、当初、事業専従者は減税の対象から除外されていました。政府は「円滑な執行の観点から所得税法の定義に依拠したため」と説明していましたが、定額減税の趣旨は、賃金上昇が物価高騰に追い付いていない国民の負担を緩和するためのもののはずです。この問題の根本にあるものが所得税法第56条です。以前、閣議決定した第4次男女共同参画基本計画に盛り込まれた「税制の検討」に所得税法第56条が含まれると表明され、政府は「検討していかなければならない」と答弁していますが、いまだに廃止されていません。業者婦人や家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条は、早急に廃止、見直しすべきと全国でも582自治体（令和7年7月29日時点）が国への意見書を採択しています。 ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では、「自家労賃を必要経費」と認め、家族従業者の人格、人権、労働を正當に評価しています。この間国連からの勧告、政府の見解などから、人権問題として、憲法を精神を生かし、差別的税制をこれ以上放置せず、所得税法第56条を早急に廃止することを求め、国への意見書を採択してくださいよう陳情いたします。 【陳情事項】 一、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正當に認めるため、所得税法第56条の見直しを求めるよう、政府へ意見書を提出してください。			
結 果			
令和 8 年 8 月 25 日 審議未了			